

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年6月9日（令和4年（行個）諮問第5133号）

答申日：令和4年10月6日（令和4年度（行個）答申第5099号）

事件名：本人に対する懲戒処分に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自衛官の懲戒処分について（上申）（特定文書番号。特定年月日）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月8日付け防人服第1865号により防衛大臣（以下「防衛大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対し、本件文書の44枚目，45枚目及び49枚目の不開示部分につき、答申者の肩書，署名，経歴を除く部分を開示するとの処分に変更することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 審査請求に係る処分の内容

実施機関は、令和4年2月8日防人服第1865号により、審査請求人に対して、「自衛官の懲戒処分について（上申）（特定文書番号。特定年月日）」と称する行政文書のうち、44枚目，45枚目，49枚目（以下、第2の2において、併せて「本件文書1ないし3」という。）のそれぞれ一部を不開示とした（以下、第2の2（1）において「本件不開示決定」という。）。

イ 審査請求の趣旨

本件不開示決定につき、本件文書1ないし3の不開示部分のうち、答申者の肩書，署名，経歴を除き，開示するとの処分に変更することを求める。

ウ 審査請求の理由

(ア) 本件不開示決定の理由

実施機関は、本件不開示決定の理由につき、以下のとおり述べる。

「開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の事務又は事業に関する情報であり、これを開示することにより答申者等が識別され、今後、隊員が同種の申立を躊躇するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第14条第2号及び第7号柱書きに該当するため不開示としました。」

(イ) 本件不開示決定に理由がないこと

a 法14条2号に該当しないこと

(a) 「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当しないこと

本件文書1ないし3には、①答申者の肩書、署名、自衛隊における経歴の他、②開示請求者が不正行為をした状況が記載されていると考えられる。

上記①は「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当するものの、上記②は「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当しない。

(b) 「個人の権利利益を害するおそれがある」に該当しないこと

本件文書1ないし3に記載された②開示請求者が不正行為をした状況は、答申者の権利利益にかかわるものでないから、上記②は「個人の権利利益を害するおそれがある」に該当しない。

b 「人の財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法14条2号ロ）に該当すること

開示請求者は、防衛大臣が開示請求者に対して行った特定年月日付懲戒処分（以下、第2の2（1）において「本件懲戒処分」という。）により失った財産を回復すべく、本件懲戒処分の修正を求めて審査請求している（添付審査請求書）。

上記審査請求において、防衛大臣は、本件文書1ないし3が、本件懲戒処分を行うに当たり、不正行為を行った事実及び回数という処分の根幹にかかわる事実認定に当たり用いた重要な証拠の1つであることを明らかにした（添付弁明書6（1））。

防衛大臣による上記事実認定が適正であるかを検証するには、防衛大臣が事実認定に当たり用いた証拠の内容を検証することが必要不可欠である。

そのため、本件文書1ないし3は、「人の財産を保護するため、

開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

c 法14条7号柱書きに該当しないこと

本件文書に記載された①答申者の肩書、署名、自衛隊における経歴を「開示することにより答申者等が識別され、今後、隊員が同種の申立を躊躇するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はあるものの、②開示請求者が不正行為をした状況を「開示することにより答申者等が識別され、今後、隊員が同種の申立を躊躇するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

そのため、上記②は法14条7号柱書きに該当しない。

d 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」(法16条)に該当すること

開示請求者が本件懲戒処分により被った不利益は極めて大きく、保護されるべき開示請求者の権利利益は重大である。

また、上記bのとおり、本件文書1ないし3は本件懲戒処分における重要な証拠である。

したがって、本件文書1ないし3を開示することは、本件懲戒処分を争う開示請求者の「権利利益を保護するため特に必要があると認め」られる。

(ウ) 結論

以上より、本件文書1ないし3につき、答申者の肩書、署名、経歴を除き開示すべきである。

(2) 意見書

諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、7号柱書き及び同号ニ(以下、第2の2(2)において、総称して「不開示事由」という。)に該当する部分を不開示にしたと主張する。

しかしながら、審査請求人が不開示事由に該当しない具体的な理由を審査請求書において明らかにしたにもかかわらず、諮問庁は、何ら具体的な理由を明らかにすることなく、上記主張を繰り返すのみである。

また、仮に、諮問庁が主張するように、本件文書1ないし3が不開示事由に該当するとしても、審査請求書において主張したとおり、本件文書1ないし3は法14条2号ロ及び法16条に該当する。諮問庁はこの点につき何ら反論していない。

したがって、本件文書1ないし3につき、答申者の肩書、署名、経歴を除き開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「本人に対する特定日付懲戒処分に係る一件記録の全て」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、付紙第1（省略）に掲げる5文書に記録されている保有個人情報及び本件文書に記録されている保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した。

本件開示請求については、法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和3年12月14日付け防人服第20951号により、付紙第1（省略）に掲げる5文書に記録されている保有個人情報について、法14条2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、令和4年2月8日付け防人服第1865号により、本件対象保有個人情報について、法14条2号、7号柱書き及び同号ニに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法14条該当性について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、別表のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、7号柱書き及び同号ニに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）ウ（イ）のとおり、本件対象保有個人情報につき、答申者の肩書、署名、経歴を除き開示することを求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、7号柱書き及び同号ニに該当する部分を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年7月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対して、処分庁は、法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、5文書に記録された保有個人情報を特定し、一部開示決定を行った後、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、そ

の一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報につき、原処分において法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とされた本件文書の44枚目、45枚目及び49枚目の不開示部分のうち、答申者の肩書、署名及び経歴を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「答申者」欄について

本件不開示部分のうち、「答申者」欄には、開示請求者以外の個人の肩書、署名とともに所属等が記載されていると認められる。当該不開示部分に記載された情報は、一体として、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 法14条2号ただし書該当性について

(ア) 法14条2号ただし書イ該当性について

本件文書は、懲戒処分の手続に関する文書であるところ、諮問庁の説明によれば、本件文書に係る懲戒処分については報道機関に対する公表等がされているものの、当該懲戒処分に係る被処分者以外の関係者については公表されておらず、当該懲戒処分に係る被処分者以外の関係者を公表する規則及び慣行もないとのことである。

この説明を覆すに足りる事情はないことから、本件不開示部分のうち「答申者」欄に記載された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法14条2号ただし書イに該当するとは認められない。

(イ) 法14条2号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分のうち「答申者」欄に記載された情報について、審査請求人は、本件文書は「人の財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張するが、当該不開示部分に記載された情報が、審査請求人の財産を保護するために必要であるとは認め難いことから、当該情報が法14条2号ただし書ロに該当すると認めることはできない。また、仮に、関係者が公務員であり、当該部分の中に関係者の職務に関する部分が含まれているとしても、懲戒処分の手続に係る答申を行うことは、関係者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

イ 法15条2項による部分開示の可否について

本件不開示部分のうち「答申者」欄に記載された情報は、個人識別部分に該当することから、法15条2項による部分開示の余地はなく、同欄に記載された情報は法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) その余の部分について

ア 本件不開示部分のうち、上記(1)を除く部分には、本件開示請求に係る審査請求人が受けた懲戒処分に係る事案について、当該事案に関する事情等を知る関係者から提出された答申内容が記載されていることが認められる。

イ 上記(1)を除く部分に関係者の答申内容が記載されていることからすると、これを開示することにより、今後の同種の調査を行う際に、関係者が自ら答申を行った内容が開示されることによって、その内容から当該関係者が誰であるか識別され、その結果自らに不当な働きかけ等がされることを危惧して率直な答申等を行うことをちゅうちょし又は答申を行うこと自体を拒否するなど、今後の調査事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあると認められるから、本件不開示部分のうち、上記(1)を除く部分は法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書(上記第2の2(1)ウ(イ)d及び(2))において、本件不開示部分について法16条の裁量的開示を行うべき旨主張する。しかしながら、上記2において不開示としたことは妥当であると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要があるとは認められないことから、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに7号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
3 枚目, 4 枚目, 1 5 枚目, 2 4 枚目, 3 1 枚目及び3 9 枚目のそれぞれ一部	人事管理業務に関する情報であり, これを開示することにより, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから, 法1 4 条7 号ニに該当するため不開示とした。
7 枚目ないし1 1 枚目, 1 9 枚目, 2 6 枚目及び3 3 枚目のそれぞれ一部(自筆の署名を除く。)	
4 0 枚目の一部(「5 参考事項」の「(1 3) その他」の本文の一部を除く。)	
5 枚目, 6 枚目, 3 8 枚目, 4 1 枚目, 5 1 枚目ないし5 5 枚目, 5 7 枚目ないし6 2 枚目, 6 4 枚目ないし6 6 枚目, 6 9 枚目, 7 1 枚目, 7 3 枚目ないし7 7 枚目, 7 9 枚目ないし9 1 枚目, 1 0 0 枚目ないし1 0 5 枚目及び1 0 7 枚目ないし1 1 3 枚目のそれぞれ氏名階級	開示請求者以外の個人に関する情報であり, これを開示することにより, 開示請求者以外の特定の個人を識別され, 又は, 特定の個人を識別することはできないが, これを開示することにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法1 4 条2 号に該当するため不開示とした。
7 枚目ないし1 1 枚目, 1 9 枚目, 2 6 枚目, 3 3 枚目, 3 7 枚目及び4 3 枚目のそれぞれ自筆の署名	
1 3 枚目, 1 4 枚目, 1 2 0 枚目ないし1 2 4 枚目, 1 2 9 枚目及び1 3 1 枚目のそれぞれ一部(1 2 9 枚目の「調査官」及び「書記」の自筆	

の署名を除く。)	
40枚目の「5 参考事項」の「(13) その他」の本文の一部	
116枚目の写真の顔部分(開示請求者の顔部分を除く。)及び「ファイル情報」の「フォルダーのパス」の欄の一部	
125枚目, 126枚目及び128枚目のそれぞれ「尋問官」及び「初期」の自筆の署名	
129枚目及び130枚目のそれぞれ「調査官」及び「書記」の自筆の署名	
132枚目の「懲戒権者」及び「書記」の自筆の署名	
44枚目ないし49枚目のそれぞれ一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり, これを開示することにより, 開示請求者以外の特定の個人を識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の事務又は事業に関する情報であり, これを開示することにより答申者等が識別され, 今後, 隊員が同種の申立をちゅうちょするなど, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条2号及び7号柱書きに該当するため不開示とした。
126枚目ないし128枚目のそれぞれ一部(126枚目及び128枚目のそれぞれ「尋問官」及び「書記」の自筆の署名を除く。)	